

千葉県告示第722号

道路の供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において、令和5年8月30日から2週間一般の縦覧に供します。

令和5年8月30日

千葉市長 神谷俊一

路線名	供用開始区間	供用開始期日
市道 小倉町87号線	若葉区小倉町130番16から 若葉区小倉町129番48まで	令和5年8月30日
市道 長作町3号線	花見川区作新台3丁目1407番31から 花見川区作新台3丁目1464番6まで	令和5年8月30日